

## 石狩市市有林 J-VER 販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に対し、石狩市が市有林で取得したオフセット・クレジット（以下「石狩市 J-VER」という。）を販売することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフセット・クレジット（J-VER）制度 カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット（J-VER）として認証・発行する制度をいう。
- (2) オフセット・クレジット（J-VER）登録簿 オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づき発行されるオフセット・クレジット（J-VER）を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 保有口座 オフセット・クレジット（J-VER）登録簿において、オフセット・クレジット（J-VER）を取得しようとする者の申請に基づき開設される、オフセット・クレジット（J-VER）を保有するための口座をいう。
- (4) 移転手続 オフセット・クレジット（J-VER）登録簿において、自らの口座に記載されたオフセット・クレジット（J-VER）を他者の口座に移転するための手続をいう。
- (5) 無効化 オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。
- (6) みずほ情報総研(株)環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局  
環境省からオフセット・クレジット（J-VER）制度の事務局の指定を受けた団体をいう。

(売払いの周知)

第3条 石狩市 J-VER の売払いに係る周知は、市ホームページ等により行うものとする。

2 石狩市 J-VER の販売は、石狩市が保有する数量の範囲内で行うものとし、前項の周知の際に販売できる数量を公表するものとする。

3 最低販売量は1トン（t-CO<sub>2</sub>）とし、販売単位は1トン（t-CO<sub>2</sub>）とする。

4 販売単価は、市長が別に定めるものとし、市ホームページ等により公表する。

(購入の申込み)

第4条 石狩市 J-VER の購入を希望する事業者等（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（別記第1号様式から別記第3号様式まで）を、持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法により、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込みがあった場合において、市長が必要と認めるときは、購入希望者に対し、石狩市 J－V E R の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入決定者の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入決定者を決定し、別記第 4 号様式により通知する。ただし、次に掲げる事業者等には、販売しない。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

(契約書の作成)

第 6 条 市長は、前条の規定により購入決定者を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるクレジットの移転等に関する契約書を当該購入決定者と取り交わすこととする。

- (1) 購入決定者が無効化する場合 別記第 5 号様式
- (2) 購入決定者が指定する法人が無効化する場合 別記第 6 号様式
- (3) 市が無効化する場合 別記第 7 号様式

(売買代金の納付)

第 7 条 購入決定者は、石狩市 J－V E R の売買代金を、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(石狩市 J－V E R の移転)

第 8 条 市長は、購入決定者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット (J－V E R) 登録簿の操作により市の保有口座から購入決定者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジット (J－V E R) の移転手続を行うものとする。

2 購入決定者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、市がオフセット・クレジット (J－V E R) 登録簿上のクレジットについて無効化を行い、みずほ情報総研(株)環境エネルギー第 2 部 J－クレジット制度事務局に対して無効化証明書の発行を依頼する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 5 月 日から施行する。